

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成二十五年三月二十八日

広島県監査委員 犬童英徳

同 門田峻徳

同 高橋義則

同 佐藤均